

美濃加茂市議会
第1回定例会議案

平成31年2月26日

目 次

議案番号	議 案 名	ページ
承第 1 号	専決処分の承認を求めることについて（平成30年度美濃加茂市一般会計補正予算（第9号））	1
議第 1 号	美濃加茂市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例について	1 6
議第 2 号	美濃加茂市人に優しいまちづくり基金条例について	2 0
議第 3 号	美濃加茂市犯罪被害者等支援条例について	2 2
議第 4 号	美濃加茂市防犯カメラの設置及び運用に関する条例について	2 4
議第 5 号	美濃加茂市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について	2 8
議第 6 号	美濃加茂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	3 0
議第 7 号	美濃加茂市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について	3 9
議第 8 号	美濃加茂市都市公園条例の一部を改正する条例について	4 1
議第 9 号	美濃加茂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について	4 2
議第10号	美濃加茂市手数料条例の一部を改正する条例について	4 3
議第11号	美濃加茂市国民健康保険条例の一部を改正する条例について	4 6
議第12号	美濃加茂市特定用途制限地域における建築物等の用途の制限に関する条例の一部を改正する条例について	4 9
議第13号	美濃加茂市森林公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	5 1
議第14号	美濃加茂市議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例について	5 2

議第 15 号	美濃加茂市ふれあいサロンの設置及び管理に関する条例を 廃止する条例について	5 3
議第 16 号	平成 30 年度美濃加茂市一般会計補正予算（第 10 号）	5 4
議第 17 号	平成 30 年度美濃加茂市国民健康保険会計補正予算（第 3 号）	9 2
議第 18 号	平成 30 年度美濃加茂市介護保険会計補正予算（第 3 号）	1 0 2
議第 19 号	平成 31 年度美濃加茂市一般会計予算	1 1 2
議第 20 号	平成 31 年度美濃加茂市国民健康保険会計予算	1 1 2
議第 21 号	平成 31 年度美濃加茂市介護保険会計予算	1 1 2
議第 22 号	平成 31 年度美濃加茂市後期高齢者医療会計予算	1 1 2
議第 23 号	平成 31 年度美濃加茂市介護認定・障がい者自立支援認定 審査会会計予算	1 1 2
議第 24 号	平成 31 年度美濃加茂市古井財産区会計予算	1 1 2
議第 25 号	平成 31 年度美濃加茂市山之上財産区会計予算	1 1 2
議第 26 号	平成 31 年度美濃加茂市水道事業会計予算	1 1 2
議第 27 号	平成 31 年度美濃加茂市下水道事業会計予算	1 1 2
議第 28 号	財産の無償譲渡について	1 1 3
議第 29 号	市道路線の認定について	1 1 4
議第 30 号	美濃加茂市教育委員会の委員の任命について	1 2 5

承第1号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成30年12月25日別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成31年2月26日提出

美濃加茂市長 伊藤 誠 一

平成30年度美濃加茂市一般会計補正予算（第9号）

平成30年度美濃加茂市の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ51,400千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22,061,160千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
17 寄附金		1,006,163	50,000	1,056,163
	1 寄附金	1,006,163	50,000	1,056,163
19 繰越金		1,030,426	1,400	1,031,826
	1 繰越金	1,030,426	1,400	1,031,826
歳入合計		22,009,760	51,400	22,061,160

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		3,487,009	51,400	3,538,409
	1 総務管理費	2,996,688	51,400	3,048,088
歳 出	合 計	22,009,760	51,400	22,061,160

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
2 総務費	3,487,009	51,400	3,538,409
歳出合計	22,009,760	51,400	22,061,160

2 歳 入

(款) 17 寄 附 金
(項) 1 寄 附 金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
17		寄 附 金	1,006,163	50,000	1,056,163
	1	寄 附 金	1,006,163	50,000	1,056,163
		1 一般寄附金	1,000,000	50,000	1,050,000

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 一般寄附金	50,000	1 一般寄附金

(款) 19 繰越金
(項) 1 繰越金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
19		繰越金	1,030,426	1,400	1,031,826
	1	繰越金	1,030,426	1,400	1,031,826
		1 繰越金	1,030,426	1,400	1,031,826

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 繰越金	1,400	1 前年度繰越金

3 歳 出

(款) 2 総務費
(項) 1 総務管理費

2	1	1	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
			総 務 費	3,487,009	51,400	3,538,409	50,000	1,400
	1		総務管理費	2,996,688	51,400	3,048,088	50,000	1,400
		1	一般管理費	863,259	1,400	864,659		1,400
		6	企 画 費	1,465,038	50,000	1,515,038	寄附金 50,000	

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		
3 職員手当等	1,400	時間外勤務手当	人件費 1,400
8 報償費	19,370	ふるさと納税返礼品	ふるさと納税推進事業 50,000
12 役務費	1,900	郵便料 200 ふるさと納税代理納付システム利用料 1,700	
13 委託料	2,850	ふるさと納税広告掲載等PR	
25 積立金	25,880	ふるさと納税基金積立金	

給 与 費 明 細 書

1 一般職
(1) 総括

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	317 (0)		1,106,328	834,567	1,940,895	373,177	2,314,072	
補正前	317 (0)		1,106,328	833,167	1,939,495	373,177	2,312,672	
比較				1,400	1,400		1,400	

()内は短時間勤務職員数を計上

職員手当の内訳	区分	扶養 手当 (千円)	地域 手当 (千円)	住居 手当 (千円)	通勤 手当 (千円)	特勤 手当 (千円)	時間外 手当 (千円)	管理職 手当 (千円)	期末 手当 (千円)	勤勉 手当 (千円)	宿日直 手当 (千円)	退職手当 負担金 (千円)	管理職 員特別 勤務手 当	単身赴 任手当 (千円)
	補正後	31,552	35,159	12,823	16,885	30	90,491	37,286	252,936	190,196	1,025	164,957	579	648
	補正前	31,552	35,159	12,823	16,885	30	89,091	37,286	252,936	190,196	1,025	164,957	579	648
	比較						1,400							

(2)給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由 別内訳(千円)	説明	備考
職員 手当	1,400	その他の 増減分	1,400 時間外手当	1,400 豚コレラ対応分

議第 1 号

美濃加茂市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例について

美濃加茂市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例を下記のとおり制定する。

平成 3 1 年 2 月 2 6 日提出

美濃加茂市長 伊 藤 誠 一

記

美濃加茂市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、市の機関等に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、市民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例等 市の条例及び市の規則（地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 3 8 条の 4 第 2 項に規定する規程、議会の規程及び企業管理規程（地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 1 0 条に規定する管理規程をいう。）を含む。以下同じ。）並びに地方自治法第 2 5 2 条の 1 7 の 2 第 1 項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 5 5 条第 1 項の規定に基づき、岐阜県の条例により市が処理することとされた事務について規定する同県の条例及び同県の規則をいう。
- (2) 市の機関等 地方自治法第 2 編第 7 章の規定に基づいて設置される市の執行機関、市の議会、地方公営企業法第 7 条の規定を受ける公営企業の管理者若しくはこれらに設置される機関又はこれらの機関の職員であって、法令及び条例等の規定に基づき独立に権限を行使することを認められたもの並びに地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。
- (3) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体

物をいう。

- (4) 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。
- (5) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
- (6) 申請等 申請、届出その他の条例等の規定に基づき市の機関等に対して行われる通知をいう。
- (7) 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の条例等の規定に基づき市の機関等が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）をいう。
- (8) 縦覧等 条例等の規定に基づき市の機関等が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。
- (9) 作成等 条例等の規定に基づき市の機関等が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存することをいう。
- (10) 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。
- (11) 電子情報処理組織 市の機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

（電子情報処理組織による申請等）

第3条 市の機関等は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して行わせることができる。

- 2 前項の規定により行われた申請等については、当該申請等を書面等により行うものとして規定した申請等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該申請等に関する条例等の規定を適用する。
- 3 第1項の規定により行われた申請等は、同項の市の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関等に到達したものとみなす。
- 4 第1項の場合において、市の機関等は、当該申請等に関する他の条例等の規定により署名等をするものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって当該署名等に代えさせることができる。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第4条 市の機関等は、処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定に

かかわらず、規則で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して行うことができる。

2 前項の規定により行われた処分通知等については、当該処分通知等を書面等により行うものとして規定した処分通知等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の規定により行われた処分通知等は、同項の処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。

4 第1項の場合において、市の機関等は、当該処分通知等に関する他の条例等の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

(電磁的記録による縦覧等)

第5条 市の機関等は、縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているもの(申請等に基づくものを除く。)については、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うことができる。

2 前項の規定により行われた縦覧等については、当該縦覧等を書面等により行うものとして規定した縦覧等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

(電磁的記録による作成等)

第6条 市の機関等は、作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うことができる。

2 前項の規定により行われた作成等については、当該作成等を書面等により行うものとして規定した作成等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の場合において、市の機関等は、当該作成等に関する他の条例等の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

(手続等に係る情報システムの整備等)

第7条 市は、市の機関等に係る手続等における情報通信の技術の利用の推進を図るため、情報システムの整備その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、前項の措置を講ずるに当たっては、情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するよう努めるものとする。

3 市は、市の機関等に係る手続等における情報通信の技術の利用の推進に当たっては、当該手続等の簡素化又は合理化を図るよう努めるものとする。

(手続等に係る電子情報処理組織の使用に関する状況の公表)

第8条 市長は、少なくとも毎年度1回、市の機関等が電子情報処理組織を使用し
て行わせ、又は行うことができる申請等及び処分通知等その他この条例の規定に
よる情報通信の技術の利用に関する状況について、インターネットの利用その他
の方法により公表するものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、行政手続等における情報通信の技術の利用
に関し必要な事項は、市の機関等が別に定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議第2号

美濃加茂市人に優しいまちづくり基金条例について

美濃加茂市人に優しいまちづくり基金条例を下記のとおり制定する。

平成31年2月26日提出

美濃加茂市長 伊藤 誠 一

記

美濃加茂市人に優しいまちづくり基金条例

(設置)

第1条 分かち合い及びおもてなしの精神に基づいた人に優しいまちづくりを推進するために寄せられた寄附金（以下「寄附金」という。）を適正に管理し、効果的に運用するため、美濃加茂市人に優しいまちづくり基金（以下「基金」という。）を設置する。

(事業の区分)

第2条 寄附金を財源として実施する事業は、次のとおりとする。

- (1) 子どもから高齢者まで誰もが気軽に立ち寄れる場所の整備に関する事業
- (2) 賑わいのあるまちづくりの推進に関する事業
- (3) 人に優しいまちづくりの推進に関する事業
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事業

(積立て)

第3条 基金として積み立てる額は、寄附金の額の範囲内において当該年度の一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

(管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、基金に属する現金を確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、当該年度の一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第7条 基金は、第2条各号に規定する事業の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第3号

美濃加茂市犯罪被害者等支援条例について

美濃加茂市犯罪被害者等支援条例を下記のとおり制定する。

平成31年2月26日提出

美濃加茂市長 伊藤 誠 一

記

美濃加茂市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号。以下「法」という。）に基づき、市における犯罪被害者等の支援に関する施策に関し必要な事項を定めることにより、犯罪被害者等の心に寄り添い、権利利益を保護し、もって市民が安全で安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 法第2条第1項に規定する犯罪等をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族であって、市内に居住するものをいう。
- (3) 二次的被害 犯罪被害者等が、ひぼう中傷又は報道等により正当な理由なく受ける経済的な損失、精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害その他の犯罪等に関して間接的に生じた被害をいう。
- (4) 市民 市内に居住し、通勤し、通学し、又は滞在している者及び市内において事業活動を行っている者をいう。
- (5) 事業者 犯罪被害者等を雇用する市内で事業活動を行う法人その他の団体又は個人をいう。
- (6) 関係機関等 国、岐阜県、岐阜県警察本部その他の関係機関及び犯罪被害者等に対する支援を行う民間の団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。

(市の責務)

第3条 市は、法第3条の基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援に関し、関係機関等との適切な役割分担を踏まえ、相互に連携を図りながら、犯罪被害者等の

ための施策を実施するものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等を支援することの重要性についての理解を深め、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等を支援することの重要性についての理解を深め、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めなければならない。

2 事業者は、犯罪被害者等がその被害に係る法的手続に適切に関与することができるよう、その就労及び勤務について、十分に配慮するよう努めなければならない。

(相談及び情報の提供等)

第6条 市は、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとする。

(経済的負担の軽減)

第7条 市は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活に支障をきたすことがないように、犯罪等に起因する経済的負担の軽減を図るために必要な経済的な助成に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第8条 市は、相談、助言、日常生活及び社会生活の支援その他の犯罪被害者等の支援を担う人材を育成するために、犯罪被害者等支援に係る研修その他の必要な施策を講ずるものとする。

(市民及び事業者の理解の増進等)

第9条 市は、市民及び事業者が犯罪被害者等の置かれている状況、二次的被害の発生の防止の重要性その他犯罪被害者等の支援に関する事項について理解を深めることができるよう、広報及び啓発を行うものとする。

(民間支援団体等に対する支援)

第10条 市は、犯罪被害者等を支援する民間団体等が適切かつ効果的に犯罪被害者等の支援を推進できるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、犯罪被害者等の支援に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議第4号

美濃加茂市防犯カメラの設置及び運用に関する条例について

美濃加茂市防犯カメラの設置及び運用に関する条例を下記のとおり制定する。

平成31年2月26日提出

美濃加茂市長 伊藤 誠 一

記

美濃加茂市防犯カメラの設置及び運用に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、防犯カメラの設置及び運用に関し必要な事項を定めることにより、防犯カメラの適正な管理を行い、市民等の権利利益を保護するとともに、市民等が安全で安心して暮らし続けられるまちの実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共の場所 道路、公園、広場、鉄道の駅の自由通路、公の施設及び市の庁舎等の事務所で不特定多数の者が自由に利用し、又は通行する場所をいう。
- (2) 防犯カメラ 犯罪の予防を目的として、公共の場所を撮影するために固定して設置する撮影装置であって、録画装置を備えるものをいう。
- (3) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は本市を通過する者をいう。
- (4) 画像データ 防犯カメラにより撮影された画像で、記録媒体に記録されたもののうち、当該画像から特定の個人を識別することができるものをいう。

(基本原則)

第3条 防犯カメラを設置し、又は運用するものは、市民等がその容貌又は姿態をみだりに撮影されない自由を有することに鑑み、防犯カメラの設置及び運用に関し、適切な措置を講じなければならない。

(設置運用基準)

第4条 防犯カメラを設置しようとするもので次に掲げるものは、設置の目的その他の規則で定める事項を定めた防犯カメラの設置及び運用に関する基準(以下「設置運用基準」という。)を定めなければならない。

- (1) 市

- (2) 指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、公の施設の管理を行う指定管理者をいう。以下同じ。）
 - (3) 自治会その他の地域的な共同活動を行う団体
 - (4) 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に基づく商店街振興組合及び商店街振興組合連合会、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合並びにこれらに準ずる団体
 - (5) 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第7条第1項に規定する鉄道事業者
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定めるもの
- 2 前項第2号から第6号に掲げるものは、防犯カメラを設置するときは、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。当該届出の内容を変更するときも、同様とする。

（届出義務者等の責務）

第5条 前条第1項各号に掲げるもの（以下「届出義務者」という。）は、防犯カメラを設置するに当たっては、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 防犯カメラの設置台数をこの条例の目的に照らして必要最小限の台数とすること。
 - (2) 防犯カメラの撮影対象区域を明確にし、かつ、必要最小限の範囲とすること。
 - (3) 防犯カメラの管理及び運用を適正に行わせるために、防犯カメラ管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置くこと。
 - (4) 防犯カメラの運用に関する業務を外部に委託する場合は、この条例に規定する防犯カメラの運用に関する責務を受託者に遵守させること。
- 2 届出義務者で防犯カメラを設置したもの（以下「設置者」という。）は、撮影対象区域内又はその周辺の見やすい場所に防犯カメラを設置している旨その他の規則で定める事項を表示しなければならない。
- 3 設置者（市を除く。第10条、第11条第1項及び第13条第2項において同じ。）は、防犯カメラを廃止したときは、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

（設置者等の責務）

第6条 設置者、管理責任者及びこれらを補助する者（以下「設置者等」という。）は、設置運用基準を遵守し、防犯カメラの適正な運用を図らなければならない。

- 2 設置者等は、防犯カメラで撮影した画像データから知り得た市民等の情報を他に漏らし、又は不当な目的のために使用してはならない。設置者等でなくなった後も、同様とする。

（画像データの適正な取扱い）

第7条 設置者等は、画像データの漏えい、滅失、毀損、流出及び改ざんの防止その他の画像データの適正な管理のために、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 画像データを保存する場合には、当該画像を加工することなく、撮影時の状態のままで保存すること。
- (2) 画像データの表示又は保存をする場合において、通信回線と接続している電子計算機を使用するときは、安全対策の措置を講ずること。
- (3) 画像データを保管するときは、盗難、散逸等を防止するために、施錠することができる保管庫を使用する等必要な措置を講ずること。
- (4) 規則で定める保存期間を経過した画像データは、消去、記録された媒体の破砕その他の方法により復元できないよう適切に処理すること。

(目的外利用及び外部提供の制限)

第8条 設置者は、画像データを防犯カメラの設置目的以外に利用すること（以下「目的外利用」という。）又は第三者に提供すること（以下「外部提供」という。）をしてはならない。

- 2 設置者は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、目的外利用又は外部提供をすることができる。
 - (1) 画像データから識別される特定の個人（以下「本人」という。）の同意があるとき。
 - (2) 法令に定めがあるとき。
 - (3) 市民等の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- 3 設置者は、前項の規定により外部提供をするときは、画像データの提供を受けるものに対し、外部提供に係る画像データについて、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又は漏えいの防止その他の画像データの適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(画像データの開示)

第9条 設置者は、本人から自己の画像データの開示を求められたときは、本人に対し、必要と認められる範囲内で合理的な方法により、当該画像データを開示するよう配慮しなければならない。

(報告)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、設置者に対し、その管理する防犯カメラの設置及び運用について報告を求めることができる。

(指導及び勧告)

第11条 市長は、第5条から第9条までの規定に違反する行為があると認めるときは、設置者に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置を採るべき旨の指導をすることができる。

- 2 市長は、前項の規定による指導に従わないものに対し、期限を定めて、当該指導に従うよう勧告することができる。

(公表)

第12条 市長は、前条第2項の規定による勧告をした場合において、同項の期限内にその勧告に従わなかったときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、前条第2項の規定による勧告を受けたものに意見を述べる機会を与えなければならない。

(苦情への対応)

第13条 設置者は、当該防犯カメラの設置又は運用について市民等から苦情があったときは、速やかに必要な措置を講じなければならない。

2 市民等は、前項の規定による設置者の苦情への対応に不服があるときは、市長に対し、苦情を申し出ることができる。

3 市長は、前項の規定による苦情の申出を受けたときは、速やかに適切な対応をしなければならない。

(市等が設置した防犯カメラの画像データの取扱い)

第14条 市及び指定管理者においては、第8条及び第9条の規定にかかわらず、画像データの取扱いについては、美濃加茂市個人情報保護条例（平成11年美濃加茂市条例第21号）の定めるところによる。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、防犯カメラの設置及び運用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に防犯カメラを設置しているもので第4条第1項第2号から第6号までのいずれかに該当するもの（以下「既存設置者」という。）は、この条例の施行の日から起算して3月以内に、市長に届け出なければならない。

3 既存設置者については、前項の規定による届出がなされるまでの間は、第5条から第13条までの規定は、適用しない。ただし、施行日から起算して3月を経過した後は、この限りでない。

議第 5 号

美濃加茂市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

平成 3 1 年 2 月 2 6 日提出

美濃加茂市長 伊 藤 誠 一

記

美濃加茂市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例
美濃加茂市附属機関の設置に関する条例（平成 2 3 年美濃加茂市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

改正後					改正前				
別表（第 1 条—第 4 条関係）					別表（第 1 条—第 4 条関係）				
1 市長の附属機関					1 市長の附属機関				
附属機関名	所掌事項	委員の構成	委員の定数	委員の任期	附属機関名	所掌事項	委員の構成	委員の定数	委員の任期
(略)					(略)				
美濃加茂市特別職報酬等審議会	(略)	(略)	(略)	(略)	美濃加茂市特別職報酬等審議会	(略)	(略)	(略)	(略)
					美濃加茂市文化会館のあり方検討委員会	美濃加茂市文化会館の改修、今後の施設の活用方法、運営	(1) 学識経験者 (2) 各種団体の代表者	1 0 人以内	審議事項の諮問を受けてから答申を行うまで

						等に関する			
						ること。			
美濃加茂市女性活躍推進市民会議	(略)	(略)	(略)	(略)	美濃加茂市女性活躍推進市民会議	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)					(略)				
2 教育委員会の附属機関					2 教育委員会の附属機関				
附属機関名	所掌事項	委員の構成	委員の定数	委員の任期	附属機関名	所掌事項	委員の構成	委員の定数	委員の任期
(略)					(略)				
美濃加茂市教育振興基本計画策定委員会	教育振興基本計画に関すること。	(1) 学識経験を有する者 (2) 関係団体の代表者等	16人以内	審議事項の諮問を受けてから答申を行うまで					

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議第6号

美濃加茂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

平成31年2月26日提出

美濃加茂市長 伊藤 誠 一

記

美濃加茂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

美濃加茂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和42年美濃加茂市条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
別表（第2条、第5条関係）				別表（第2条、第5条関係）			
区分	根拠となる法律、条例等	報酬の額	費用弁償	区分	根拠となる法律、条例等	報酬の額	費用弁償
(略)				(略)			
民生委員 推薦会委員	(略)	日額 <u>11,000</u> 円（職務の時間が2時間以上4時間未満の場合は5,500円、2時間未満の場合は3,000円）	(略)	民生委員 推薦会委員	(略)	日額 <u>5,500</u> 円（職務の時間が2時間未満の場合は、3,000円）	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
国民健康 保険運営	(略)	日額 <u>11,000</u> 円（職務の		国民健康 保険運営	(略)	日額 <u>5,500</u> 円（職務の時	

協議会委員		時間が2時間以上4時間未満の場合
美濃加茂市防災会議委員	(略)	場合は5,500円、2時間未満の場合は3,000円)
(略)	(略)	(略)
美濃加茂市国民保護協議会委員	(略)	日額 11,000円 (職務の時間が2時間以上4時間未満の場合は5,500円、2時間未満の場合は3,000円)
(略)	(略)	(略)
美濃加茂市賞じゅつ金審査委員会委員	(略)	日額 11,000円 (職務の時間が2時間以上4時間未満の場合は5,500円、2時間未満の場合は3,000円)
公務災害補償等認定委員会委員及び審査会委員	(略)	0円、2時間未満の場合は3,000円)
給食センター運営委員会委員	(略)	
美濃加茂市都市計画審議会委員	(略)	

協議会委員		間が2時間未満の場合は、3,000円)
美濃加茂市防災会議委員	(略)	
(略)	(略)	(略)
美濃加茂市国民保護協議会委員	(略)	日額 5,500円 (職務の時間が2時間未満の場合は、3,000円)
(略)	(略)	(略)
美濃加茂市賞じゅつ金審査委員会委員	(略)	日額 5,500円 (職務の時間が2時間未満の場合は、3,000円)
公務災害補償等認定委員会委員及び審査会委員	(略)	
給食センター運営委員会委員	(略)	
美濃加茂市都市計画審議会委員	(略)	

図書館協 議会委員	(略)		図書館協 議会委員	(略)	
美濃加茂 市企業誘 致推進委 員会委員	(略)		美濃加茂 市企業誘 致推進委 員会委員	(略)	
美濃加茂 市小口融 資審査委 員会委員	(略)		美濃加茂 市小口融 資審査委 員会委員	(略)	
児童館運 営委員会 委員	(略)		児童館運 営委員会 委員	(略)	
美濃加茂 市情報公 開審査会 委員	(略)		美濃加茂 市情報公 開審査会 委員	(略)	
美濃加茂 市個人情 報保護審 査会委員	(略)		美濃加茂 市個人情 報保護審 査会委員	(略)	
みのかも 文化の森 運営協議 会委員	(略)		みのかも 文化の森 運営協議 会委員	(略)	
美濃加茂 市環境審 議会委員	(略)		美濃加茂 市環境審 議会委員	(略)	
美濃加茂 市中部台 地地区計 画建築審 議会委員	(略)		美濃加茂 市中部台 地地区計 画建築審 議会委員	(略)	

美濃加茂市特定用途制限地域建築審議会委員	(略)		美濃加茂市特定用途制限地域建築審議会委員	(略)	
美濃加茂市防犯活動推進協議会委員	(略)		美濃加茂市防犯活動推進協議会委員	(略)	
美濃加茂市いじめ防止対策審議会委員	(略)		美濃加茂市いじめ防止対策審議会委員	(略)	
美濃加茂市いじめ問題調査委員会委員		美濃加茂市いじめ問題調査委員会委員			
みのかも定住自立圏構想共生ビジョン懇談会委員	(略)		みのかも定住自立圏構想共生ビジョン懇談会委員	(略)	
みのかも定住自立圏共生ビジョン具体的取組事業選考委員会委員		みのかも定住自立圏共生ビジョン具体的取組事業選考委員会委員			
美濃加茂市男女共		美濃加茂市男女共			

同参画推 進委員会 委員			同参画推 進委員会 委員		
美濃加茂 市多文化 共生推進 協議会委 員			美濃加茂 市多文化 共生推進 協議会委 員		
美濃加茂 市生涯学 習審議会 委員			美濃加茂 市生涯学 習審議会 委員		
美濃加茂 市墓地整 備審議会 委員			美濃加茂 市墓地整 備審議会 委員		
美濃加茂 市まちを 美しくす る運動推 進会議委 員			美濃加茂 市まちを 美しくす る運動推 進会議委 員		
美濃加茂 市健康づ くり推進 協議会委 員			美濃加茂 市健康づ くり推進 協議会委 員		
母子保健 連絡協議 会委員			母子保健 連絡協議 会委員		

美濃加茂市予防接種健康被害調査委員会委員	日額 16,000円 (職務の時間が2時間以上4時間未満の場合は8,000円、2時間未満の場合は4,000円)	美濃加茂市予防接種健康被害調査委員会委員	日額 16,000円 (職務の時間が半日を超えない場合は8,000円)
美濃加茂市高齢者施策等運営協議会委員	日額 11,000円 (職務の時間が2時間以上4時間未満の場合は5,500円、2時間未満の場合は3,000円)	美濃加茂市高齢者施策等運営協議会委員	日額 5,500円 (職務の時間が2時間未満の場合は3,000円)
美濃加茂市次世代育成支援対策協議会委員		美濃加茂市次世代育成支援対策協議会委員	
カナリヤの家運営委員会委員		カナリヤの家運営委員会委員	
美濃加茂市子ども・子育て会議委員		美濃加茂市子ども・子育て会議委員	
美濃加茂市中心市街地活性化委員会委員		美濃加茂市中心市街地活性化委員会委員	
みのかも自然エネルギー活		みのかも自然エネルギー活	

用推進協 議会委員			用推進協 議会委員		
美濃加茂 市農業振 興地域整 備促進協 議会委員			美濃加茂 市農業振 興地域整 備促進協 議会委員		
美濃加茂 市バリア フリー基 本構想策 定協議会 委員			美濃加茂 市バリア フリー基 本構想策 定協議会 委員		
市営住宅 入居者選 考委員会 委員			市営住宅 入居者選 考委員会 委員		
美濃加茂 市交通安 全対策推 進委員会 委員			美濃加茂 市交通安 全対策推 進委員会 委員		
美濃加茂 市住居表 示審議会 委員			美濃加茂 市住居表 示審議会 委員		
美濃加茂 市総合計 画審議会 委員			美濃加茂 市総合計 画審議会 委員		
美濃加茂 市行政改 革市民会 議委員			美濃加茂 市行政改 革市民会 議委員		
美濃加茂			美濃加茂		

市指定管理者評価委員会委員			市指定管理者評価委員会委員		
美濃加茂市特別職報酬等審議会委員			美濃加茂市特別職報酬等審議会委員		
美濃加茂市立小学校及び中学校通学区域審議会委員			美濃加茂市立小学校及び中学校通学区域審議会委員		
美濃加茂市教育支援委員会委員			美濃加茂市教育支援委員会委員		
			美濃加茂市文化会館のあり方検討委員		
美濃加茂市女性活躍推進市民会議委員			美濃加茂市女性活躍推進市民会議委員		
美濃加茂市農業委員会委員選考委員会委員			美濃加茂市農業委員会委員選考委員会委員		
美濃加茂市空家等			美濃加茂市空家等		

対策審議会委員			対策審議会委員		
美濃加茂市未来のまちづくり委員会			美濃加茂市未来のまちづくり委員会		
美濃加茂市教育振興基本計画策定委員会委員					
美濃加茂市地籍調査推進員	(略)		美濃加茂市地籍調査推進員	(略)	
美濃加茂市老人ホーム入所判定委員会委員	(略)		美濃加茂市老人ホーム入所判定委員会委員	(略)	
美濃加茂市プロポーザル方式等審査委員	(略)		美濃加茂市プロポーザル方式等審査委員	(略)	
総合評価アドバイザー	(略)		総合評価アドバイザー	(略)	
育児支援訪問員	(略)	時間額 <u>850</u> 円	育児支援訪問員	(略)	時間額 <u>830</u> 円

附 則
この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議第 7 号

美濃加茂市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

平成 31 年 2 月 26 日提出

美濃加茂市長 伊藤 誠 一

記

美濃加茂市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
美濃加茂市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年美濃加茂市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(保証人及び利率) 第 14 条 <u>災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。</u> 2 <u>災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年 3 パーセントを超えない範囲内において規則で定める率とする。</u> 3 <u>第 1 項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、法第 9 条の違約金を包含するものとする。</u> (償還等) 第 15 条 <u>災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。</u> 2 (略)	(利率) 第 14 条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年 3 パーセントとする。 (償還等) 第 15 条 <u>災害援護資金は、年賦償還又は半年賦償還とする。</u> 2 (略)

<p>3 償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項及び令第8条から<u>第11条</u>までの規定によるものとする。</p>	<p>3 償還免除、<u>保証人</u>、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項及び令第8条から<u>第12条</u>までの規定によるものとする。</p>
---	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第14条及び第15条の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

議第 8 号

美濃加茂市都市公園条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市都市公園条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

平成 3 1 年 2 月 2 6 日提出

美濃加茂市長 伊 藤 誠 一

記

美濃加茂市都市公園条例の一部を改正する条例

美濃加茂市都市公園条例（昭和 5 3 年美濃加茂市条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(公園施設として設けられる建築物の建築面積に関する基準) 第 1 条の 5 (略) <u>(運動施設の敷地面積の基準)</u> 第 1 条の 6 <u>令第 8 条第 1 項の条例で定める一の都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、1 0 0 分の 5 0 とする。</u> (行為の制限) 第 2 条 (略)	(公園施設として設けられる建築物の建築面積に関する基準) 第 1 条の 5 (略) (行為の制限) 第 2 条 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第9号

美濃加茂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

平成31年2月26日提出

美濃加茂市長 伊藤 誠 一

記

美濃加茂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
美濃加茂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年美濃加茂市条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(正規の勤務時間以外の時間における勤務)	(正規の勤務時間以外の時間における勤務)
第8条 (略)	第8条 (略)
2 (略)	2 (略)
<u>3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。</u>	

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議第10号

美濃加茂市手数料条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市手数料条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

平成31年2月26日提出

美濃加茂市長 伊藤 誠 一

記

美濃加茂市手数料条例の一部を改正する条例

美濃加茂市手数料条例（平成12年美濃加茂市条例第5号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
別表（第2条関係） 【別表（改正後）】	別表（第2条関係） 【別表（改正前）】

【別表（改正前）】

事務の種類	事務の内容	手数料の名称	単位	金額
(略)				
8 各種証明に関する事務（1の項から7の項までに掲げる事務に関するものを除く。）	(略)			
	2 土地又は家屋に関する証明書の交付	(略)	(略)	(略)
	3 営業に関する証明書の交付	(略)	(略)	(略)
	4 法人（組合を含む。）に関する証明書の交付	(略)	(略)	(略)
	5 文書受理に関する証明書の交付	(略)	(略)	(略)
	6 印鑑登録に関する証明書の交付	(略)	(略)	(略)
	7 本籍、住所に関	(略)	(略)	(略)

	する証明書の交付			
	<u>8</u> 身分(身元)に関する証明書の交付	(略)	(略)	(略)
	<u>9</u> 埋火葬に関する証明書の交付済証の交付	(略)	(略)	(略)
	<u>10</u> 印鑑登録証の交付	(略)	(略)	(略)
	<u>11</u> 1から10までに掲げるもの以外の証明書その他の写しの交付	(略)	(略)	(略)
	(略)			

【別表(改正後)】

事務の種類	事務の内容	手数料の名称	単位	金額
(略)				
8 各種証明等に関する事務(1の項から7の項までに掲げる事務に関するものを除く。)	(略)			
	<u>2</u> 土地又は家屋に関する証明書の交付	(略)	(略)	(略)
	<u>3</u> 土地地番図の閲覧及び写しの交付	<u>土地地番図の閲覧</u> (縮尺: 1, 000分の1)	<u>1筆又は写し1枚につき</u> (紙媒体、日本工業規格A列3番)	<u>200円</u>
		<u>土地地番図の写しの交付</u> (縮尺: 1, 000分の1)	<u>1筆又は写し1枚につき</u> (紙媒体、日本工業規格A列3番)	<u>300円</u>
		<u>土地地番図の写しの交付</u>	<u>市全域</u> (電磁的記録媒体)	<u>25万円</u>
	<u>4</u> 営業に関する証	(略)	(略)	(略)

明書の交付			
<u>5</u> 法人（組合を含む。）に関する証明書の交付	(略)	(略)	(略)
<u>6</u> 文書受理に関する証明書の交付	(略)	(略)	(略)
<u>7</u> 印鑑登録に関する証明書の交付	(略)	(略)	(略)
<u>8</u> 本籍、住所に関する証明書の交付	(略)	(略)	(略)
<u>9</u> 身分（身元）に関する証明書の交付	(略)	(略)	(略)
<u>10</u> 埋火葬に関する証明書の交付済証の交付	(略)	(略)	(略)
<u>11</u> 印鑑登録証の交付	(略)	(略)	(略)
<u>12</u> 1から11までに掲げるもの以外の証明書その他の写しの交付	(略)	(略)	(略)
(略)			

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議第 1 1 号

美濃加茂市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市国民健康保険条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

平成 3 1 年 2 月 2 6 日提出

美濃加茂市長 伊 藤 誠 一

記

美濃加茂市国民健康保険条例の一部を改正する条例

美濃加茂市国民健康保険条例（平成 1 2 年美濃加茂市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(基礎賦課限度額)</p> <p>第 2 0 条 第 1 2 条又は第 1 6 条の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第 1 2 条の基礎賦課額と第 1 6 条の基礎賦課額との合算額をいう。第 2 9 条及び第 3 2 条第 1 項において同じ。）は、<u>6 1 万円</u>を超えることができない。</p>	<p>(基礎賦課限度額)</p> <p>第 2 0 条 第 1 2 条又は第 1 6 条の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第 1 2 条の基礎賦課額と第 1 6 条の基礎賦課額との合算額をいう。第 2 9 条及び第 3 2 条第 1 項において同じ。）は、<u>5 8 万円</u>を超えることができない。</p>
<p>(保険料の減額)</p> <p>第 3 2 条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第 1 2 条又は第 1 6 条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>6 1 万円</u> を超える場合には、<u>6 1 万円</u>）とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第 3 1 4 条の 2 第 2 項に掲げる金額に、<u>2 8 万</u></p>	<p>(保険料の減額)</p> <p>第 3 2 条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第 1 2 条又は第 1 6 条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>5 8 万円</u> を超える場合には、<u>5 8 万円</u>）とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第 3 1 4 条の 2 第 2 項に掲げる金額に、<u>2 7 万</u></p>

円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外のもの

イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とロに掲げる額とを合算した額

イ・ロ （略）

- (3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に、51万円に当該年度の賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯の属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前各号に該当する者以外のもの

イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とロに掲げる額とを合算した額

イ・ロ （略）

2 （略）

- 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合におい

5千円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外のもの

イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とロに掲げる額とを合算した額

イ・ロ （略）

- (3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に、50万円に当該年度の賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯の属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前各号に該当する者以外のもの

イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とロに掲げる額とを合算した額

イ・ロ （略）

2 （略）

- 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合におい

て、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条又は第16条」とあるのは「第20条の3又は第20条の7」と、「61万円」とあるのは「19万円」と、第2項中「第15条」とあるのは「第20条の6」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第12条又は第16条」とあるのは「第22条」と、「61万円」とあるのは「16万円」と、前項中「第15条」とあるのは「第25条」と読み替えるものとする。

て、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条又は第16条」とあるのは「第20条の3又は第20条の7」と、「58万円」とあるのは「19万円」と、第2項中「第15条」とあるのは「第20条の6」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第12条又は第16条」とあるのは「第22条」と、「58万円」とあるのは「16万円」と、前項中「第15条」とあるのは「第25条」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の美濃加茂市国民健康保険条例の規定は、平成31年度以降の年度分の保険料について適用し、平成30年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議第 1 2 号

美濃加茂市特定用途制限地域における建築物等の用途の制限に関する
条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市特定用途制限地域における建築物等の用途の制限に関する条例の一部
を改正する条例を下記のとおり制定する。

平成 3 1 年 2 月 2 6 日提出

美濃加茂市長 伊 藤 誠 一

記

美濃加茂市特定用途制限地域における建築物等の用途の制限に関する条例の
一部を改正する条例

美濃加茂市特定用途制限地域における建築物等の用途の制限に関する条例（平成
1 7 年美濃加茂市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(類似用途の指定) 第 7 条 法第 8 7 条第 3 項の規定により第 4 条の規定の準用を受けない用途相互間の類似の用途の変更において、政令第 1 3 7 条の 1 9 第 3 項の規定により条例で定めることのできる類似の用途の範囲は、次の各号のそれぞれに掲げる各用途につき当該各号に掲げる他の用途とする。 (1)～(6) (略) (7) <u>法別表第 2 (り) 項第 2 号</u> に掲げる建築物 (8) <u>法別表第 2 (ぬ) 項第 3 号</u> に掲げる建築物 (9) <u>法別表第 2 (る) 項第 1 号</u> に掲げる建築物 別表第 1 (第 4 条関係)	(類似用途の指定) 第 7 条 法第 8 7 条第 3 項の規定により第 4 条の規定の準用を受けない用途相互間の類似の用途の変更において、政令第 1 3 7 条の 1 9 第 3 項の規定により条例で定めることのできる類似の用途の範囲は、次の各号のそれぞれに掲げる各用途につき当該各号に掲げる他の用途とする。 (1)～(6) (略) (7) <u>法別表第 2 (ち) 項第 2 号</u> に掲げる建築物 (8) <u>法別表第 2 (り) 項第 3 号</u> に掲げる建築物 (9) <u>法別表第 2 (ぬ) 項第 1 号</u> に掲げる建築物 別表第 1 (第 4 条関係)

第4条の規定により建築してはならない建築物	第4条の規定により建築してはならない建築物
(略)	(略)
5 法別表第2(り)項第2号及び第3号に掲げる建築物	5 法別表第2(ち)項第2号及び第3号に掲げる建築物
6 法別表第2(ぬ)項第3号及び第4号に掲げる建築物	6 法別表第2(り)項第3号及び第4号に掲げる建築物
7 法別表第2(る)項第1号及び第2号に掲げる建築物	7 法別表第2(ぬ)項第1号及び第2号に掲げる建築物
別表第2(第11条関係) 第11条の規定により建築してはならない工作物	別表第2(第11条関係) 第11条の規定により建築してはならない工作物
1 法別表第2(ぬ)項第3号(13)又は(13の2)の用途に供する工作物	1 法別表第2(り)項第3号(13)又は(13の2)の用途に供する工作物
2 法別表第2(る)項第1号(21)の用途に供する工作物	2 法別表第2(ぬ)項第1号(21)の用途に供する工作物

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第13号

美濃加茂市森林公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市森林公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

平成31年2月26日提出

美濃加茂市長 伊藤 誠 一

記

美濃加茂市森林公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
美濃加茂市森林公園の設置及び管理に関する条例（平成17年美濃加茂市条例第28号）の一部を次のように改正する。

改正後					改正前				
別表（第4条、第6条、第10条関係）					別表（第4条、第6条、第10条関係）				
名称	金額			備考	名称	金額			備考
み の か も 健 康 の 森	(略)				み の か も 健 康 の 森	(略)			
	研修棟	(略)				研修棟	(略)		
	ワイヤー 遊具	1回 当た り	1,500円						

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議第14号

美濃加茂市議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例
について

美濃加茂市議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

平成31年2月26日提出

美濃加茂市長 伊藤 誠 一

記

美濃加茂市議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例
美濃加茂市議会の議決すべき事件に関する条例（平成21年美濃加茂市条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(議決事件)</p> <p>第2条 <u>議会の議決すべき事件は、次に掲げるものとする。</u></p> <p>(1) <u>市における総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想及び基本計画を策定し、変更し、又は廃止すること。ただし、軽微な変更については、この限りでない。</u></p> <p>(2) <u>定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号）に基づく定住自立圏形成協定を締結し、変更し、又は廃止すること。</u></p>	<p>(議決事件)</p> <p>第2条 <u>定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号）に基づく定住自立圏形成協定を締結し、変更し、又は廃止しようとするときは、議会の議決を経なければならない。</u></p>

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議第 15 号

美濃加茂市ふれあいサロンの設置及び管理に関する条例を廃止する条例について

美濃加茂市ふれあいサロンの設置及び管理に関する条例を廃止する条例を下記のとおり制定する。

平成 31 年 2 月 26 日提出

美濃加茂市長 伊 藤 誠 一

記

美濃加茂市ふれあいサロンの設置及び管理に関する条例を廃止する条例
美濃加茂市ふれあいサロンの設置及び管理に関する条例（平成 12 年美濃加茂市
条例第 8 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

議第16号

平成30年度美濃加茂市一般会計補正予算（第10号）

平成30年度美濃加茂市の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ173,257千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22,234,417千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加は、「第3表 地方債補正」による。

平成31年2月26日提出

美濃加茂市長 伊藤 誠 一

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市 税		8,103,000	50,000	8,153,000
	1 市民税	3,536,000	50,000	3,586,000
14 国庫支出金		2,462,521	9,477	2,471,998
	2 国庫補助金	470,785	9,477	480,262
15 県支出金		1,659,566	13,908	1,673,474
	1 県負担金	825,646	6,780	832,426
	2 県補助金	707,395	7,128	714,523
16 財産収入		65,291	19,751	85,042
	1 財産運用収入	54,841	19,751	74,592
17 寄附金		1,056,163	10,100	1,066,263
	1 寄附金	1,056,163	10,100	1,066,263
19 繰越金		1,031,826	2,959	1,034,785
	1 繰越金	1,031,826	2,959	1,034,785
20 諸収入		736,063	6,662	742,725
	4 雑入	499,965	6,662	506,627
21 市債		1,518,600	60,400	1,579,000
	1 市債	1,518,600	60,400	1,579,000
歳入合計		22,061,160	173,257	22,234,417

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		3,538,409	34,121	3,572,530
	1 総務管理費	3,048,088	34,121	3,082,209
3 民生費		7,607,596	60,017	7,667,613
	1 社会福祉費	3,699,436	32,936	3,732,372
	3 生活保護費	341,100	27,081	368,181
4 衛生費		1,314,687	10,775	1,325,462
	1 保健衛生費	525,946	10,775	536,721
5 農林業費		745,929	11,064	756,993
	1 農業費	518,675	11,064	529,739
7 土木費		2,407,092	9,040	2,416,132
	4 都市計画費	1,580,275	9,040	1,589,315
9 教育費		2,729,987	48,240	2,778,227
	2 小学校費	217,850	48,240	266,090
歳 出 合 計		22,061,160	173,257	22,234,417

第 2 表

繰 越 明 許 費

款	項	事 業 名	金 額
4 衛生費	1 保健衛生費	予防接種事業	千円 10,775
7 土木費	4 都市計画費	地籍調査委託事業	9,040
9 教育費	2 小学校費	小学校施設営繕工事	37,410
		特別支援教室改修事業	26,930

第3表

地方債の補正

(追加)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
小学校施設営繕工事	千円 33,600	証書借入	年1.8%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその借入先と協定するものによる。ただし、市財政の都合により繰上償還又は低利に借換えすることができる。
特別支援教室改修事業	千円 26,800			

2 歳 入

(款) 1 市 税
(項) 1 市 民 税

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
1		市 税	8,103,000	50,000	8,153,000
	1	市 民 税	3,536,000	50,000	3,586,000
	2	法人市民税	789,000	50,000	839,000

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 現年課税分	50,000	1 法人税割

(款) 14 国庫支出金
(項) 2 国庫補助金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
14		国庫支出金	2,462,521	9,477	2,471,998
	2	国庫補助金	470,785	9,477	480,262
	3	衛生費国庫補助金	4,649	5,387	10,036
	8	教育費国庫補助金	130,732	4,090	134,822

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 保健衛生費 補助金	5,387	1 風しん抗体検査補助金	
2 小学校費補 助金	4,090	1 学校環境改善交付金 2 ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金	△5,400 9,490

(款) 15 県支出金
(項) 1 県負担金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
15		県支出金	1,659,566	13,908	1,673,474
	1	県負担金	825,646	6,780	832,426
	3	土木費県負担金	22,245	6,780	29,025
	2	県補助金	707,395	7,128	714,523
	2	民生費県補助金	536,949	7,128	544,077

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 都市計画費負担金	6,780	1 地籍調査費負担金	
2 福祉医療費補助金	7,128	1 重度心身障害者医療費補助金	4,247
		2 乳幼児等医療費補助金	2,177
		3 母子家庭等医療費補助金	677
		4 父子家庭医療費補助金	27

(款) 16 財産収入
 (項) 1 財産運用収入

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
16		財産収入	65,291	19,751	85,042
	1	財産運用収入	54,841	19,751	74,592
	3	基金運用収入	23,900	19,751	43,651

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 基金利子	19,751	1 財政調整基金利子 2 減債基金利子 3 国際交流基金利子 4 ふるさと納税基金利子 5 福祉基金利子 6 ふるさと水基金利子 7 庁舎建設基金利子	13,486 958 64 1,380 1,198 36 2,629

(款) 17 寄附金
(項) 1 寄附金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
17		寄 附 金	1,056,163	10,100	1,066,263
	1	寄 附 金	1,056,163	10,100	1,066,263
	2	民生費寄附金	1	10,000	10,001
	4	教育費寄附金	1,448	100	1,548

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
2 社会福祉費 寄附金	10,000	1 社会福祉費寄附金
1 小学校費寄 附金	100	1 小学校費寄附金

(款) 19 繰越金
(項) 1 繰越金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
19		繰越金	1,031,826	2,959	1,034,785
	1	繰越金	1,031,826	2,959	1,034,785
		1 繰越金	1,031,826	2,959	1,034,785

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 繰越金	2,959	1 前年度繰越金

(款) 20 諸 収 入
(項) 4 雑 入

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
20		諸 収 入	736,063	6,662	742,725
	4	雑 入	499,965	6,662	506,627
	6	雑 入	153,426	6,662	160,088

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
5 農林業費雑入	6,662	1 集落拠点施設整備事業補助金返還金

(款) 21 市 債
(項) 1 市 債

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
21		市 債	1,518,600	60,400	1,579,000
	1	市 債	1,518,600	60,400	1,579,000
	5	教育債	265,400	60,400	325,800

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
3 小学校債	60,400	1 小学校施設営繕工事 2 特別支援教室改修事業	33,600 26,800

3 歳 出

(款) 2 総務費
(項) 1 総務管理費

2	1	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		総 務 費	3,538,409	34,121	3,572,530	18,517	15,604
	1	総務管理費	3,048,088	34,121	3,082,209	18,517	15,604
	3	財政管理費	254,920	14,444	269,364	財産収入 14,444	
	6	企 画 費	1,515,038	19,613	1,534,651	財産収入 4,009	15,604
	7	市民まちづくり推進費	63,161	64	63,225	財産収入 64	

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		
25 積立金	14,444	財政調整基金積立金 13,486 減債基金積立金 958	財政管理事業 14,444
19 負担金、補助及び交付金	15,604	長良川鉄道経営安定対策補助金	ふるさと納税推進事業 1,380 長良川鉄道経営安定支援事業 15,604 新庁舎整備事業 2,629
25 積立金	4,009	ふるさと納税基金積立金 1,380 庁舎建設基金積立金 2,629	
25 積立金	64	国際交流基金積立金	国際交流事業 64

(款) 3 民生費
(項) 1 社会福祉費

3	1	民生費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		民生費	7,607,596	60,017	7,667,613	18,326	41,691
	1	社会福祉費	3,699,436	32,936	3,732,372	18,326	14,610
	1	社会福祉総務費	579,482	11,198	590,680	財産収入 1,198 寄附金 10,000	
	5	自立支援費	1,116,075	1,738	1,117,813		1,738
	6	福祉医療費	596,121	20,000	616,121	県支出金 7,128	12,872
	3	生活保護費	341,100	27,081	368,181		27,081
	1	生活保護総務費	38,985	22,677	61,662		22,677
	3	生活困窮者自立支援費	24,713	4,404	29,117		4,404

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		
25 積立金	11,198	福祉基金積立金 1,198 人に優しいまちづくり基金積立金 10,000	市民福祉事務費 11,198
23 償還金、利子及び割引料	1,738	国庫負担金返還金	自立支援費事務費 1,738
20 扶助費	20,000	福祉医療費助成	福祉医療費助成事業 20,000
23 償還金、利子及び割引料	22,677	国庫負担金返還金	生活保護事務費 22,677
23 償還金、利子及び割引料	4,404	国庫負担金返還金	生活困窮者自立支援事業 4,404

(款) 4 衛生費
(項) 1 保健衛生費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
4		衛生費	1,314,687	10,775	1,325,462	5,387	5,388
	1	保健衛生費	525,946	10,775	536,721	5,387	5,388
		4 予防接種費	144,390	10,775	155,165	国庫支出金 5,387	5,388

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		
11 需用費	56	印刷製本費	予防接種事業 10,775
12 役務費	528	郵便料	
13 委託料	10,191	風しん抗体検査	

(款) 5 農林業費
(項) 1 農業費

5	1	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		農林業費	745,929	11,064	756,993	6,698	4,366
	1	農 業 費	518,675	11,064	529,739	6,698	4,366
	3	農業振興費	80,884	6,662	87,546	諸収入 6,662	
	6	農 地 費	354,082	4,402	358,484	財産収入 36	4,366

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		
23 償還金、利子及び割引料	6,662	集落拠点施設整備事業補助金返還金	ふるさと農産物育成事業 6,662
19 負担金、補助及び交付金	4,366	県営特定農業用管水路等特別対策事業負担金補助金	木曾川右岸用水関連事業 4,366 農業用施設事業 36
25 積立金	36	ふるさと水基金積立金	

(款) 7 土木費
(項) 4 都市計画費

7	4	1	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
			土木費	2,407,092	9,040	2,416,132	6,780	2,260
			都市計画費	1,580,275	9,040	1,589,315	6,780	2,260
			都市計画総務費	476,982	9,040	486,022	県支出金 6,780	2,260

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		
13 委託料	9,040	地籍調査	地籍調査委託事業 9,040

(款) 9 教育費
(項) 2 小学校費

9	2	教育費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		教育費	2,729,987	48,240	2,778,227	64,590	△16,350
	2	小学校費	217,850	48,240	266,090	64,590	△16,350
	1	小学校管理費	171,316	48,140	219,456	国庫支出金 4,090 市債 60,400	△16,350
	2	小学校教育振興費	46,534	100	46,634	寄附金 100	

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		
13 委託料	320	太田小多目的トイレ整備 △2,400 小学校図書室空調整備工事監理 1,580 特別支援教室空調整備工事監理 1,140	小学校施設営繕工事 37,410 特別支援教室改修事業 10,730
15 工事請負費	47,820	太田小多目的トイレ整備 △13,800 小学校図書室空調整備 35,830 特別支援教室空調整備 25,790	
18 備品購入費	100	図書	蜂屋小教育振興費 100

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	前前年度末現在高	前年度末現在高見込額	当該年度中増減見込み		当該年度末現在高見込額
			当該年度中起債見込額	当該年度中元金償還見込額	
	千円	千円	千円	千円	千円
1 普通債	6,083,470	6,044,656	701,950	777,655	5,968,951
(1) 総務	144,374	158,046	16,500	22,054	152,492
(2) 民生	64,724	34,625		20,807	13,818
(3) 衛生					
(4) 農林	357,957	290,641	24,280	80,451	234,470
(5) 商工	16,385	14,328		2,087	12,241
(6) 土木	2,954,074	2,749,417	263,670	428,940	2,584,147
(7) 消防	107,399	129,990	21,700	12,734	138,956
(8) 教育	2,438,557	2,667,609	375,800	210,582	2,832,827
2 災害復旧債			18,000		18,000
(1) 補助災害			10,600		10,600
(2) 単独災害			7,400		7,400
3 その他	7,924,257	7,869,864	950,150	946,173	7,873,841
(1) 県貸付金					
(2) 減収補てん債等	338,300	261,720		58,388	203,332
(3) 財源対策債等	403,830	298,643		81,718	216,925
(4) 臨時財政対策債	7,182,127	7,309,501	950,150	806,067	7,453,584
合 計	14,007,727	13,914,520	1,670,100	1,723,828	13,860,792

議第17号

平成30年度美濃加茂市国民健康保険会計補正予算（第3号）

平成30年度美濃加茂市の国民健康保険会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,763千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,290,586千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成31年2月26日提出

美濃加茂市長 伊藤 誠 一

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 財産収入		1,900	1,763	3,663
	1 財産運用収入	1,900	1,763	3,663
歳入合計		5,288,823	1,763	5,290,586

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 基金積立金		1,900	1,763	3,663
	1 基金積立金	1,900	1,763	3,663
歳 出	合 計	5,288,823	1,763	5,290,586

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
6 基金積立金	1,900	1,763	3,663
歳出合計	5,288,823	1,763	5,290,586

2 歳 入

(款) 6 財産収入
(項) 1 財産運用収入

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
6		財産収入	1,900	1,763	3,663
	1	財産運用収入	1,900	1,763	3,663
	2	基金運用収入	1,900	1,763	3,663

(国民健康保険会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 基金利子	1,763	1 基金利子

3 歳 出

(款) 6 基金積立金
(項) 1 基金積立金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							保険料
6		基金積立金	1,900	1,763	3,663	1,763	
	1	基金積立金	1,900	1,763	3,663	1,763	
		1 財政調整基金積立金	1,900	1,763	3,663	財産収入 1,763	

(国民健康保険会計)

(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		
25 積立金	1,763	財政調整基金積立金	財政調整基金積立事業 1,763

議第18号

平成30年度美濃加茂市介護保険会計補正予算（第3号）

平成30年度美濃加茂市の介護保険会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ979千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,237,471千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正（保険事業勘定）」による。

平成31年2月26日提出

美濃加茂市長 伊藤 誠 一

第 1 表 歳入歳出予算補正 (保険事業勘定)

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 財産収入		1,300	979	2,279
	1 財産運用収入	1,300	979	2,279
歳入合計		4,236,492	979	4,237,471

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 基金積立金		59,248	979	60,227
	1 基金積立金	59,248	979	60,227
歳 出 合 計		4,236,492	979	4,237,471

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
4 基金積立金	59,248	979	60,227
歳出合計	4,236,492	979	4,237,471

2 歳 入

(款) 7 財産収入
(項) 1 財産運用収入

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
7		財産収入	1,300	979	2,279
	1	財産運用収入	1,300	979	2,279
		1 基金運用収入	1,300	979	2,279

(介護保険会計 (保険事業勘定))

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 基金利子	979	1 基金利子

3 歳 出

(款) 4 基金積立金
(項) 1 基金積立金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							保険料
4		基金積立金	59,248	979	60,227	979	
	1	基金積立金	59,248	979	60,227	979	
		1 介護給付費 準備基金積 立金	59,248	979	60,227	財産収入 979	

(介護保険会計 (保険事業勘定))

(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		
25 積立金	979	介護給付費準備基金積立金	介護給付費準備基金積立金 979

平成31年度美濃加茂市一般会計、特別会計及び公営企業会計予算について

平成31年度美濃加茂市の一般会計及び特別会計の予算並びに水道事業会計及び下水道事業会計の予算を、別冊のとおり定める。

平成31年2月26日提出

美濃加茂市長 伊藤 誠 一

- 議第19号 平成31年度美濃加茂市一般会計予算
- 議第20号 平成31年度美濃加茂市国民健康保険会計予算
- 議第21号 平成31年度美濃加茂市介護保険会計予算
- 議第22号 平成31年度美濃加茂市後期高齢者医療会計予算
- 議第23号 平成31年度美濃加茂市介護認定・障がい者自立支援認定審査会会計
予算
- 議第24号 平成31年度美濃加茂市古井財産区会計予算
- 議第25号 平成31年度美濃加茂市山之上財産区会計予算
- 議第26号 平成31年度美濃加茂市水道事業会計予算
- 議第27号 平成31年度美濃加茂市下水道事業会計予算

議第 28 号

財産の無償譲渡について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、次の財産を無償で譲渡することについて、議会の議決を求める。

平成 31 年 2 月 26 日提出

美濃加茂市長 伊藤 誠 一

1 無償譲渡をする財産

名 称 ふれあいサロン福寿草

所 在 美濃加茂市加茂野町加茂野 5 番地 9

構 造 木造

延床面積 96.63 平方メートル

2 無償譲渡する相手方

美濃加茂市加茂野町加茂野 5 番地 9

特定非営利活動法人 花時計

理事長 岸 篤 司

議第 29 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 1 項の規定により、下記のとおり市道路線を認定することについて、同条第 2 項の規定により議会の議決を求める。

平成 31 年 2 月 26 日提出

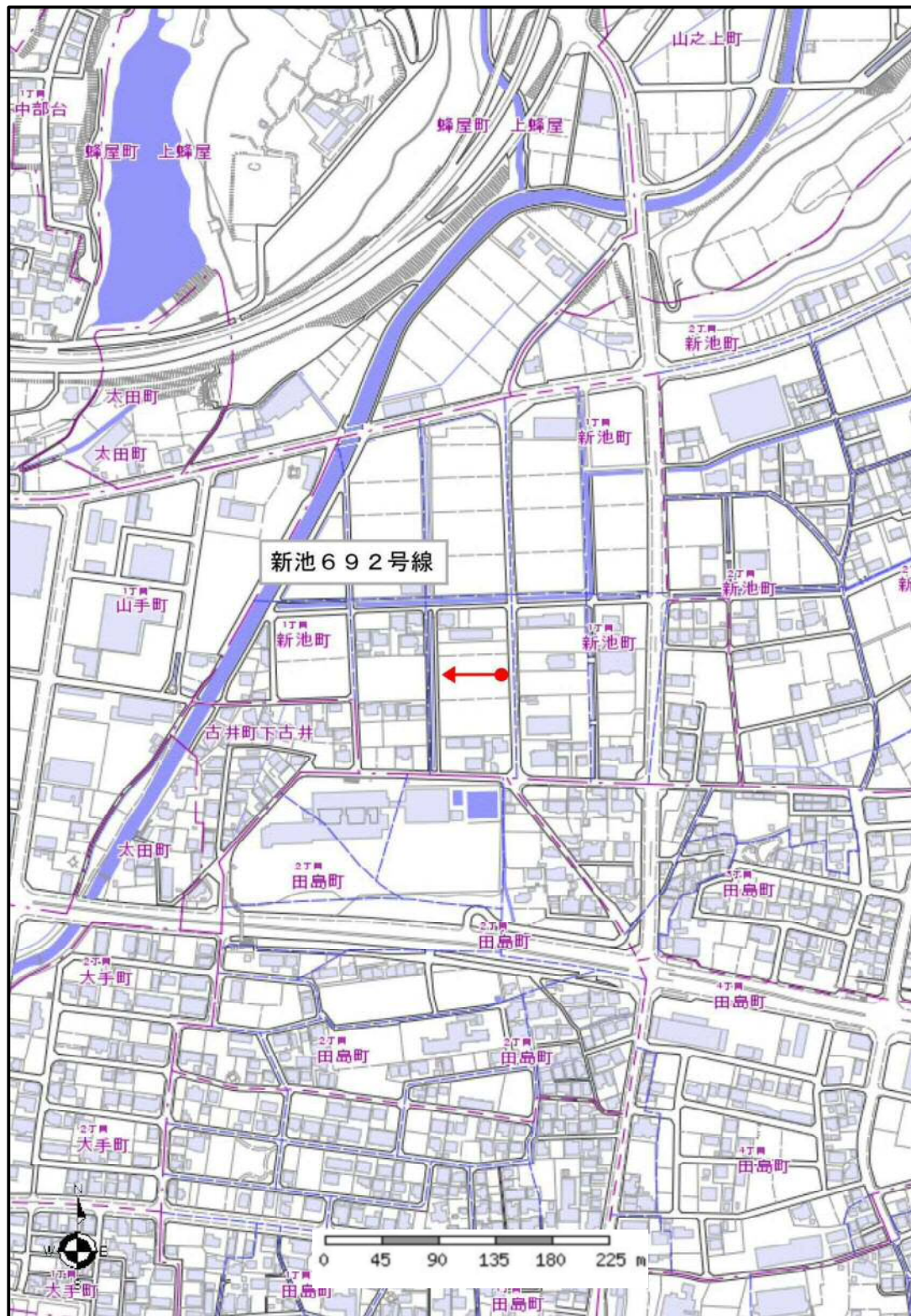
美濃加茂市長 伊藤 誠 一

記

番号	路線名	起	点	重要な 経過地
		終	点	
1	新池 69 2 号線	美濃加茂市新池町一丁目 121 番 11 地先		
		美濃加茂市新池町一丁目 121 番 7 地先		
2	正洞 56 6 号線	美濃加茂市蜂屋町上蜂屋字正洞 3558 番 11 地先		
		美濃加茂市蜂屋町上蜂屋字三津洞 3437 番 25 地先		
3	加茂野 4 73 号線	美濃加茂市加茂野町加茂野字西野 217 番 2 地先		
		美濃加茂市加茂野町加茂野字西野 217 番 6 地先		
4	西脇 30 0 号線	美濃加茂市下米田町西脇字東坪之内 1393 番 1 地先		
		美濃加茂市下米田町西脇字東坪之内 1396 番 3 地先		
5	関也 14 0 号線	美濃加茂市伊深町字関屋 956 番 7 地先		
		美濃加茂市伊深町字松原 1553 番 2 地先		

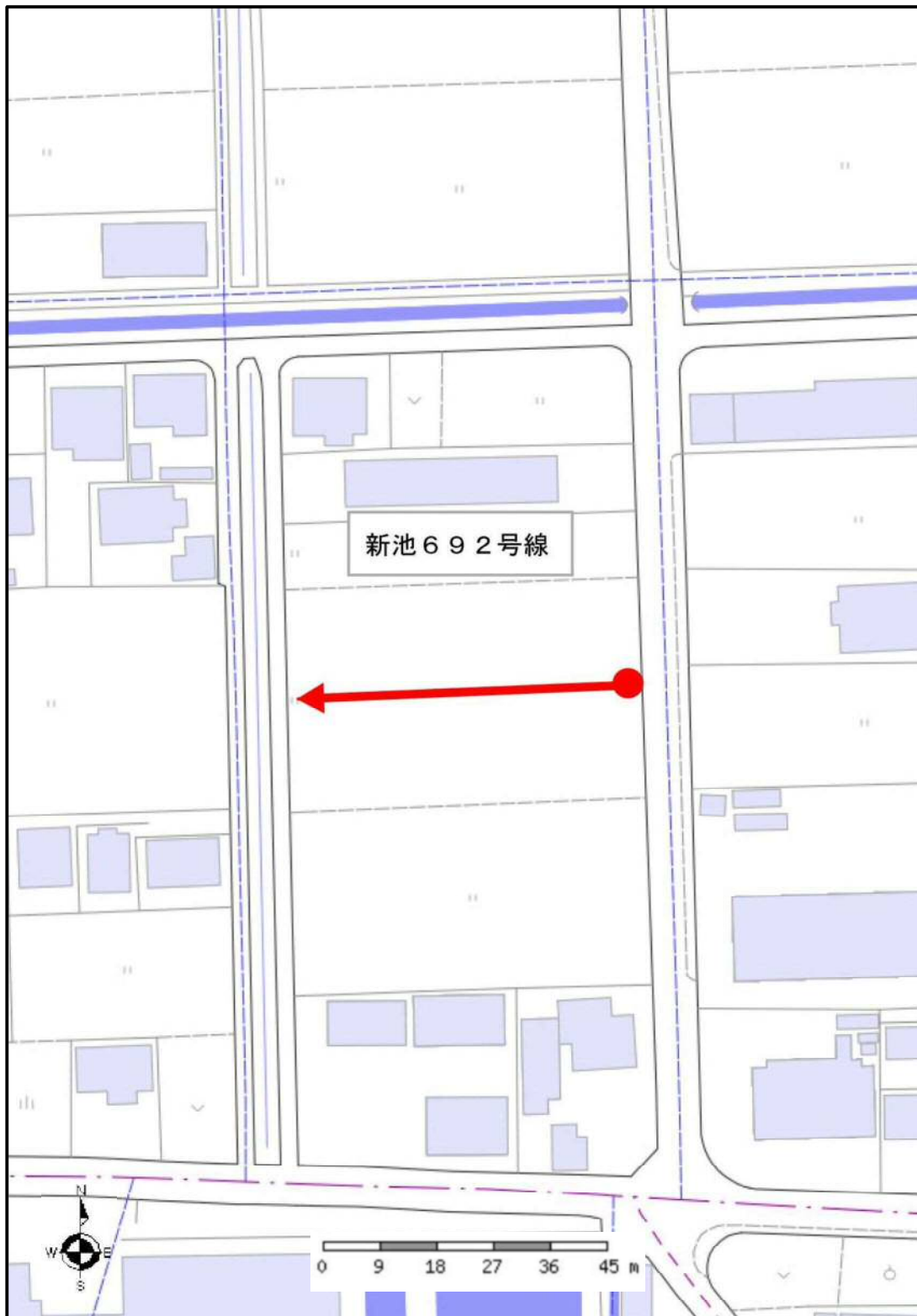
新規認定路線

①:新池692号線



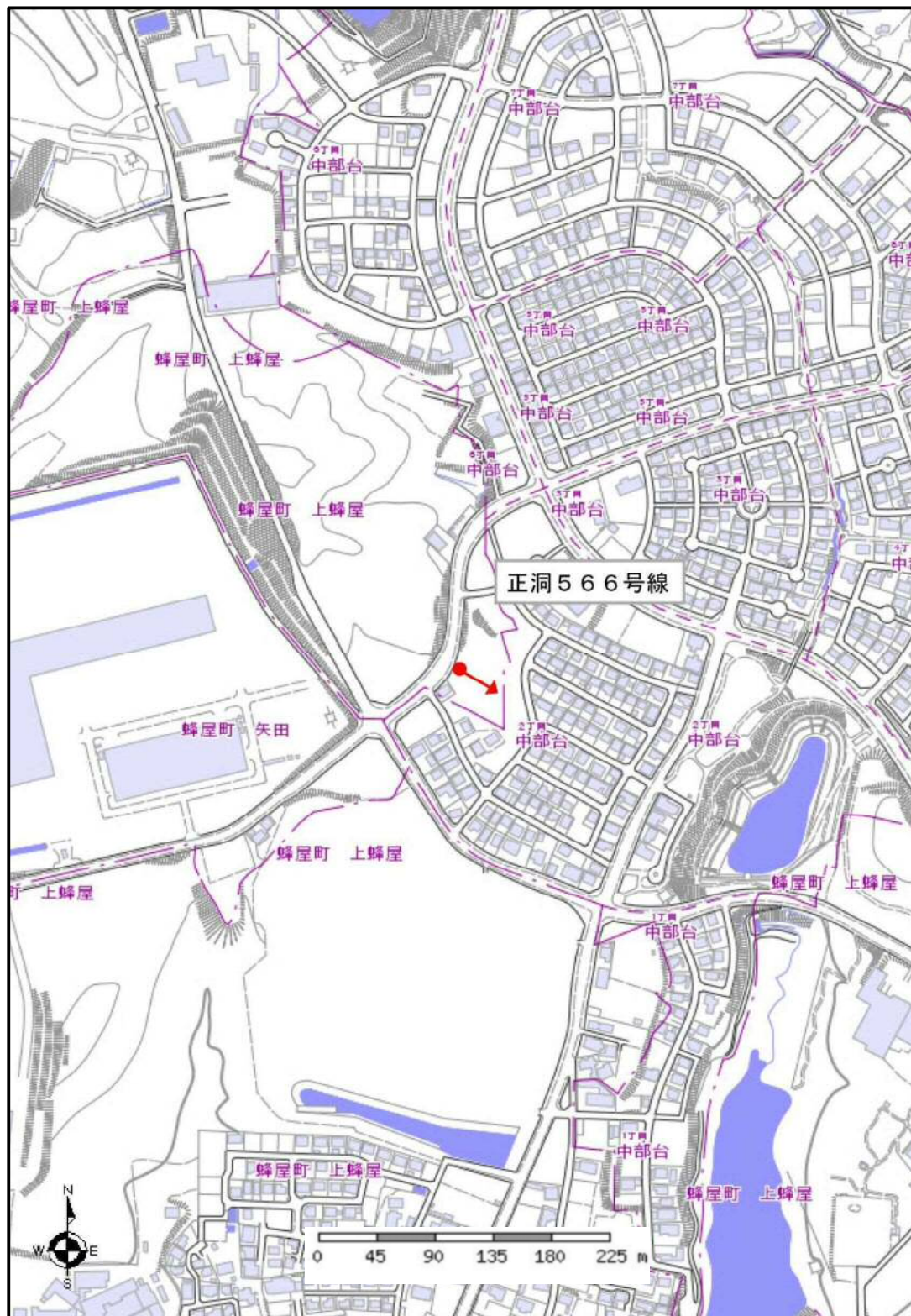
新規認定路線

①:新池692号線



新規認定路線

②:正洞566号線



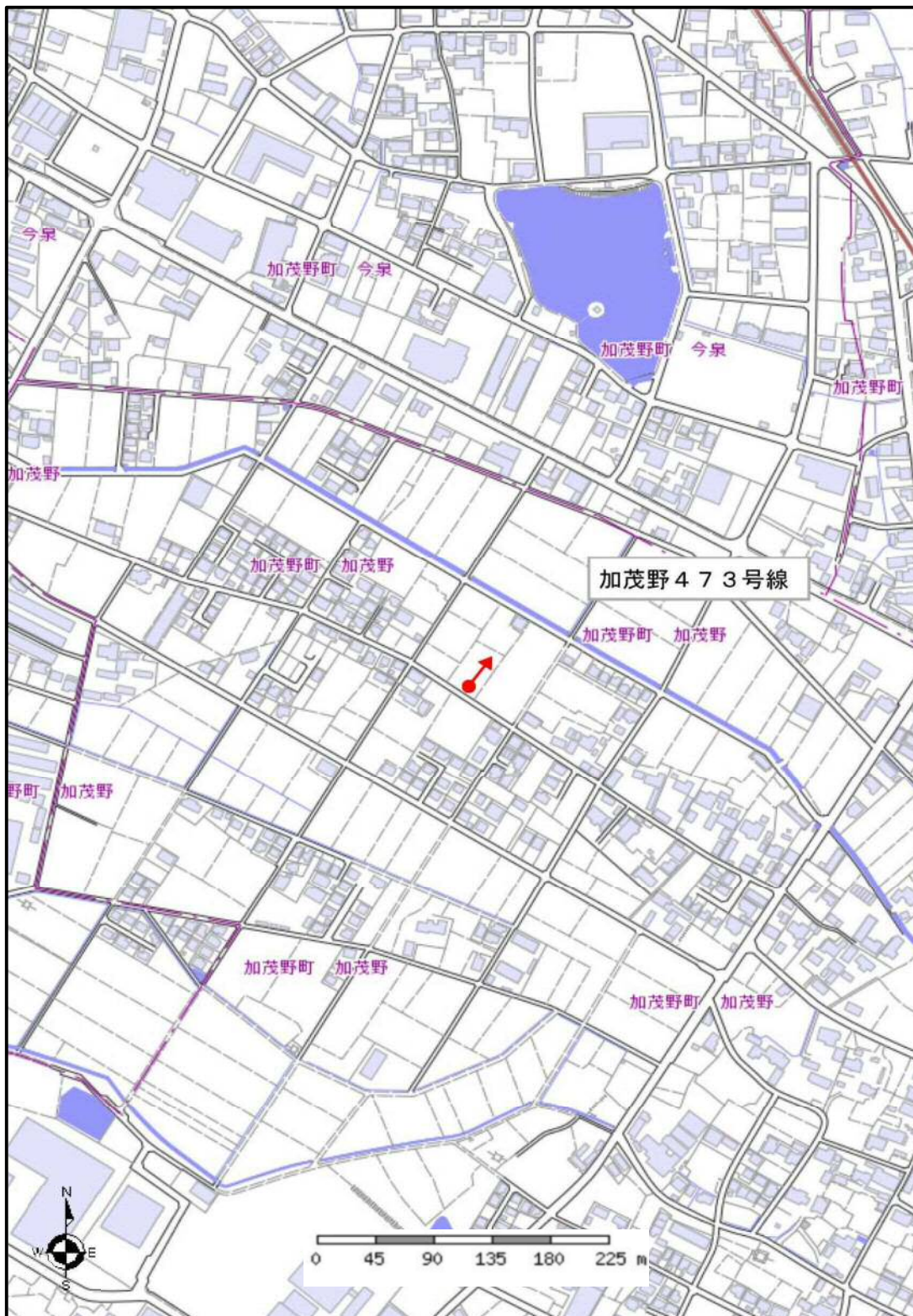
新規認定路線

②:正洞566号線



新規認定路線

③:加茂野473号線



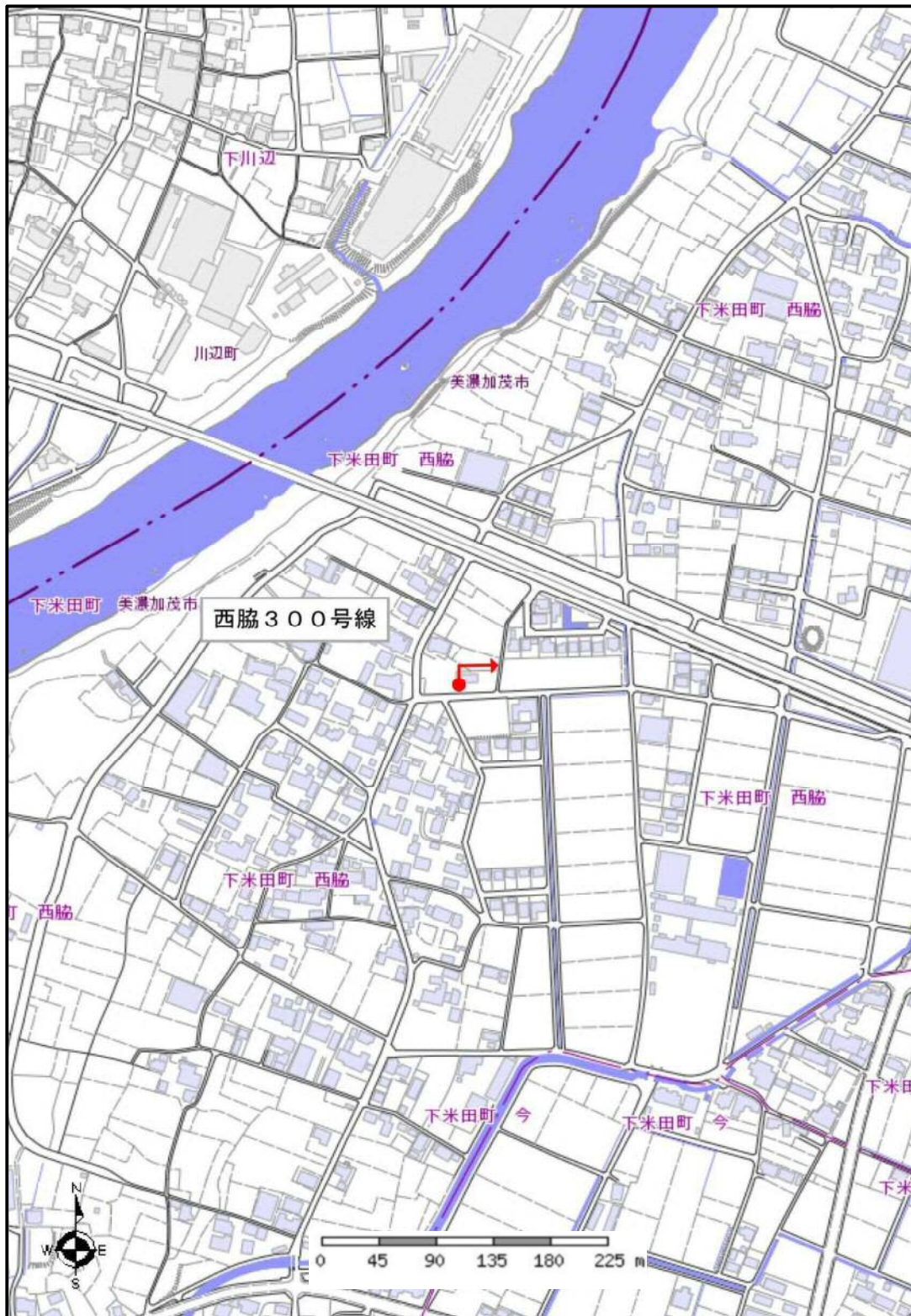
新規認定路線

③:加茂野473号線



新規認定路線

④: 西脇300号線



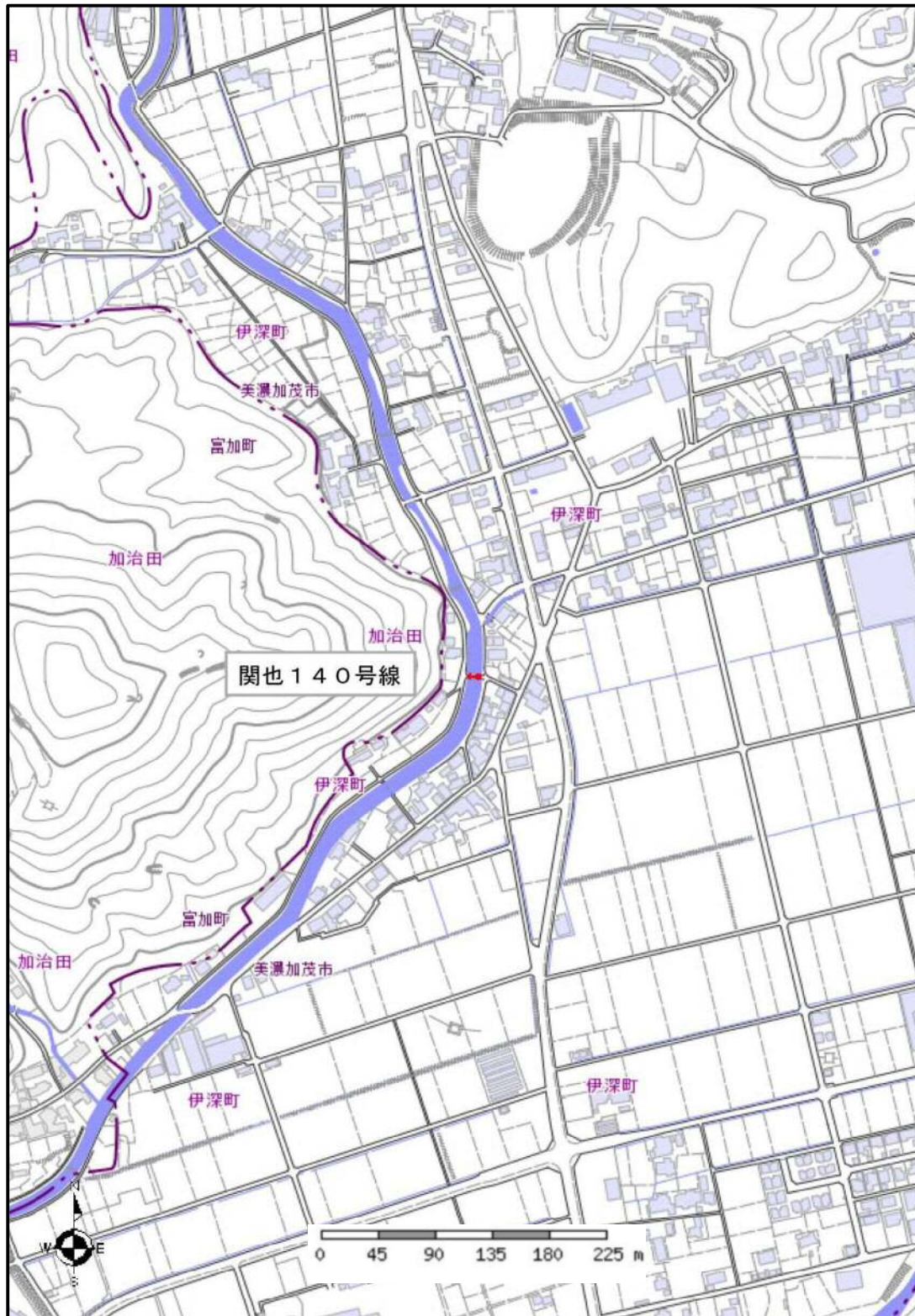
新規認定路線

④: 西脇300号線



新規認定路線

⑤: 関也140号線



新規認定路線

⑤: 関也140号線



議第30号

美濃加茂市教育委員会の委員の任命について

美濃加茂市教育委員会の委員に下記の者を任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

平成31年2月26日提出

美濃加茂市長 伊藤 誠 一

記

住 所
氏 名 矢 島 良 子
生年月日



まちあるみ